

## 建設工事における技術者等の配置に関する運用基準

### (目的)

第1条 この基準は、府中市（以下「市」という。）が発注する建設工事における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置について、建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令に基づきその配置に関する運用基準を定め、建設工事における施工体制の適正化を図ることを目的とする。

### (現場代理人)

第2条 建設業者は、建設工事を市から直接請け負った場合において、現場代理人を当該建設工事の現場に常駐させなければならない。ただし、現場代理人の兼務が認められた場合は、この限りではない。

- 2 建設業者は現場代理人の配置について、現場代理人・主任技術者等指名（変更）届（以下「指名届」という。）により市に届け出なければならない。ただし、受注者が、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せらず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 3 指名した現場代理人の変更は、原則として認めないものとするが、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合には、変更を認めるものとする。その場合には、あらかじめ市と協議を行うものとし、変更後速やかに指名届により当該変更の内容について届け出なければならない。

#### (1) 死亡

受注者からの通知があった場合。

#### (2) 病休

該当技術者の病状が確認できる診断書等の資料の提出があった場合。

#### (3) 退職

該当技術者の退職が確認できる書類の提出があった場合。

- (4) 受注者の責めによらない理由による長期の工事中止
- (5) 受注者の責めによらない理由による大幅な工事内容変更による工期延長
- (6) 市が工事の内容、工事現場の条件を鑑み、工程上一定の区切りであり、且つ、一定期間の重複配置等により、工事の適正な履行が確保されると判断する場合

#### (7) その他

市が特にやむを得ないと判断する場合。

- 4 現場代理人は、同一の工事において主任技術者等を兼務することができる。
- 5 共同企業体の場合は、現場代理人1名を代表構成員が配置すること。
- 6 現場代理人は、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のあるものから選任し、

配置しなければならない。

7 現場代理人の配置期間は、当該建設工事の着手日から工事目的物の引渡しが完了するまでとする。

(主任技術者等)

第3条 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときには、以下に掲げる基準に基づき、建設工事施工の技術上の監理をつかさどる者として主任技術者等を当該建設工事の現場に配置しなければならない。

(1) 建設業者は、請け負った建設工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する主任技術者を必ず配置しなければならない。

(2) 市から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が複数あるときはそれらの請負代金の総額。以下同じ。）が4,500万円（建設一式工事の場合は、7,000万円）以上となる場合には、建設業者は当該建設工事に関し特定建設業の許可を有するものとし、主任技術者に代えて建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当するものを監理技術者として配置しなければならない。

(3) 市から直接請け負った建設工事の請負代金額がいずれも500万円以上4,000万円（建設一式工事の場合は8,000万円）未満の場合においては、3件まで兼務することができる。ただし、災害時の発生に伴い同時に多数の建設工事を緊急的に発注しなければならない場合においては、別に定めるものとする。

(4) 市から直接請け負った建設工事の請負代金額が4,000万円（建設一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合においては、主任技術者等を専任で配置しなければならない。また、入札公告で、市が専任配置を定めた場合には、請負代金額にかかわらず専任で配置しなければならない。

(5) 前4号に掲げるほか、主任技術者等の配置については建設業法第26条に基づいて行うこと。

2 建設業者は、主任技術者等の配置について、現場代理人・主任技術者等指名（変更）届（以下「指名届」という。）により市に届け出なければならない。

3 指名した主任技術者等の変更は、原則として認めないものとするが、次に掲げる条件を満たす場合には、変更を認めるものとする。その場合には、あらかじめ市と協議を行うものとし、変更後速やかに指名届により当該変更の内容について届け出なければならない。

(1) 請負代金額が4,000万円（建築一式は8,000万円）未満の工事については、次の条件を満たす場合に、変更を認めるものとする。ただし、入札公告で配置予定技術者の工事経験を求める場合は、請負代金額に関係なく次号に

準じるものとする。

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと市が認めること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等（公告条件等に適合している等）以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

(2) 請負代金額が~~4,000~~万円（建築一式工事の場合は~~8,000~~万円）以上の工事については、前号の条件のほか、次のいずれかに該当する場合に、変更を認めるものとする。

ア 死亡

受注者からの通知があった場合

イ 病休

該当技術者の病状が確認できる診断書等の資料の提出があった場合

ウ 退職

該当技術者の退職が確認できる書類の提出があった場合

エ 受注者の責めによらない理由による長期の工事中止

オ 受注者の責めによらない理由による大幅な工事内容変更による工期延長

カ その他

市が特にやむを得ないと判断する場合

4 主任技術者等は、同一の工事において現場代理人及び専門技術者を兼務することができる。

5 共同企業体における主任技術者等の配置については、府中市建設工事共同企業体取扱要綱の規定によるものとする。

6 主任技術者等は、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のあるものから選任し、配置しなければならない。

7 主任技術者等の配置期間は、当該建設工事の着手日から工事目的物の引渡しが完了するまでとする。

(専門技術者)

第4条 建設業者は、請け負った建設工事の施工上必要と認められるときは、建設業法第26条の2の基準に基づき専門技術者を当該建設工事の現場に配置しなければならない。

2 建設業者は、専門技術者の配置について、指名届により市に届け出なければならない。

3 専門技術者は、同一の工事において現場代理人及び主任技術者等を兼務することができる。

4 専門技術者は、他の工事の主任技術者等（当該他の工事において専任配置され

ているものを除く。) 及び専門技術者を兼務することができる。

5 専門技術者は、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のあるものから選任し、配置しなければならない。

6 専門技術者の配置期間は、建設業者が許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（当該附帯する他の工事の請負代金相当額の総額が 500 万円に満たない軽微なものを除く。）を施工する期間とする。

#### 附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。